

特別障害者手当について

身体または精神（知的を含む）に著しく重度の障害があるため日常生活において、常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

対象となる方

右の①～③にすべてにあてはまる方

- ① 20歳以上の方
- ② 在宅である方
- ③ 著しく重度の障害がある方で、2～3ページの認定基準(1)～(5) いずれかにあてはまる方
(所定の診断書による審査があります)

ただし、次のような場合は支給されません

- ア 障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所しているとき
(通所施設は除きます)
- イ 病院、診療所又は介護老人保健施設・介護医療院に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき
- ウ 障害者本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えているとき

認定・支給方法

- ① 提出された診断書によって審査を行い、結果を通知します。
- ② 認定されると、申請された月の翌月分から手当が支給されます。
- ③ 手当は年4回（2月、5月、8月、11月）に3ヶ月分ずつ障害者ご本人の口座に振り込まれます。
(例 11月の振り込みは8月から10月までの3ヶ月分を支給)

特別障害者手当の認定基準

(1) 別表1の障害が2つ以上ある方

(2) 別表1の障害が1つあり、かつ、他の障害部位に別表2の障害が2つ以上ある方

【別表1】

1. 視覚	次に掲げる視覚障害 ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ② 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下(※1)のもの ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2. 聴覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. その他	上記1～5に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態にあって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神	精神の障害であって、上記1～6と同程度以上と認められる程度のもの

【別表2】

1. 次に掲げる視覚障害 ① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ② 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2. 両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8. 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 1～9に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～9と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障害であって、1～10と同程度以上と認められる程度のもの

※1 手動弁以下とは、「手動弁（眼前に提示した手のひらを上下左右に動かし、動きの方向を弁別できる能力）」、「光覚弁（暗室にて眼前で照明を点滅させ明暗が弁別できる視力）」、及び「全盲（光覚弁がない状態、視力0）」をいいます。

(3) 別表1の3～5の障害が1つあり、別表3の日常生活動作評価表の合計点数が10点以上となる方

【別表3】 日常生活動作評価表		左記の各動作の評価は次によること	
1	タオルを絞る（水をきれ程度）	評価	ひとりでできる場合……………0点 ひとりでできても うまくできない場合……………1点 ひとりでは全くできない場合……2点
2	とじひもを結ぶ		注(1)2の場合については、次によること 5秒以内にできる……………0点 10秒以内にできる……………1点 10秒ではできない……………2点
3	かぶりシャツを着て脱ぐ		
4	ワイシャツのボタンをとめる		注(2)3及び4の場合については、次によること 30秒以内にできる……………0点 1分以内にできる……………1点 1分ではできない……………2点
5	座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）		
6	立ち上がる		
7	片足で立つ		
8	階段の昇降		

(4) 障害児福祉手当における内部障害またはその他の障害のある方で、日常生活上絶対安静の状態にある方

障害児福祉手当令別表第1の8〔内部障害またはその他の障害〕抜粋

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁じることが不能ならしめる程度のもの

(5) 障害児福祉手当における精神の障害のある方で、別表4の判定表の合計点数が14点以上となる方

【別表4】 日常生活能力判定表

動作および行動の種類		0点	1点	2点
1	食 事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2	用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3	衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4	簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5	家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6	家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7	刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8	戸外での危険から身を守る （交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

手続きの流れ

- ① お住まいの区の区役所・支所(保健福祉課)で手当について事前に相談します。
- ② 必要書類を区役所・支所(保健福祉課)に提出します。
申し込み時に必要なものは次のとおりです。
 - 1 認定請求書(申請窓口にて配布)
 - 2 障害の程度についての医師の診断書(申請窓口にて配布)
 - 3 障害者本人名義の預金通帳のコピー等
 - 4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの方のみ)
 - 5 個人番号について番号、本人・代理確認ができるもの
 - 6 年金額を証明する書類など、その他の書類が必要となる場合があります。

※1 診断書作成にかかる費用は自己負担となります。

手当を受けている方の届け

現況届	毎年8月に案内文書を送りますので期日までに提出してください。
再認定	有期期限前に案内文書を送ります。診断書の提出が必要になります。
資格喪失届	(1)施設などに入所されたとき (2)病院、診療所又は介護老人保健施設・介護医療院に継続して3ヶ月を超えて入院されたとき (3)お亡くなりになられたときに提出してください。
その他届出	氏名・住所・支払金融機関の変更があった場合。



相談窓口・問い合わせ先

区	電話番号	FAX
東灘区 保健福祉課	841-4131	851-9333
灘区 保健福祉課	843-7001	843-7018
中央区 保健福祉課	335-7511	335-7919
兵庫区 保健福祉課	511-2111	521-3455
北区 保健福祉課	593-1111	594-0934
北神区役所 保健福祉課	981-5377	984-2334

区・本庁	電話番号	FAX
長田区 保健福祉課	579-2311	579-2343
須磨区 保健福祉課	731-4341	735-8159
北須磨支所 保健福祉課	793-1444	795-1140
垂水区 保健福祉課	708-5151	706-2329
西区 保健福祉課	940-9501	990-2521
神戸市福祉局 障害福祉課	322-5133	322-6044